

飯舘村赤ちゃん誕生祝金及び子育て応援支援金支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、赤ちゃん誕生祝金及び子育て応援支援金（以下「祝金等」という。）を支給することにより、飯舘村の次世代を担う子どもの誕生を祝うとともに、子育て家庭の支援と児童・生徒の健全育成及び住民福祉の向上を図ることを目的とする。

(受給の資格)

第2条 祝金等は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民基本台帳に登録されている者のうち、次の各号のいずれかに該当する場合に支給する。

- (1) 新生児の父又は母又は父母以外の者であって、その子を監護し、かつ、生計を維持する者が新生児の出生日において、本村に住所を有し、新生児の住所を本村に有すること。
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校若しくは中学校又は義務教育学校又は特別支援学校又は中等教育学校若しくは高等学校に入学、進級となる児童、生徒（以下「支給対象児童」という。）の父又は母又は父母以外の者であって、その支給対象児童を監護し、かつ、生計を維持する者が本村に住所を有し、支給対象児の住所を本村に有すること。
- (3) 前号に該当しない者であって、飯舘村立いいたて希望の里学園に在籍し、入学、進級する児童、生徒（以下「村内学校在籍対象者」という。）の父又は母又は父母以外の者であって、村内学校在籍対象者を監護し、かつ、生計を維持する者であること。

(祝金等の種類及び支給額)

第3条 祝金の種類及び支給額は、次の各号に定める。

- (1) 新生児に支給する赤ちゃん誕生祝金 1人あたり 200,000円
- (2) 児童に支給する小学校及び義務教育学校並びに特別支援学校小学部入学時子育て応援支援金 1人あたり 100,000円
- (3) 児童に支給する中学校及び義務教育学校並びに特別支援学校中学部入学又は進学時子育て応援支援金 1人あたり 100,000円
- (4) 生徒に支給する高等学校及び特別支援学校高等部入学時子育て応援支援金 1人あたり 200,000円

(祝金等の申請)

第4条 祝金等の支給を受けようとする者は、赤ちゃん誕生祝金及び子育て応援支援金支給申請書(様式第1号)を村長に提出しなければならない。

(祝金等支給決定)

第5条 村長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る審査及び必要に応じて行う調査により支給の有無を決定する。

2 村長は、前項の規定により支給の有無を決定したときは、赤ちゃん誕生祝金及び子育て応援支援金支給(却下)決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(祝金等の返還)

第6条 村長は、偽りその他不正の手段により祝金等の受給をした者がいるときは、その者に対して、赤ちゃん誕生祝金及び子育て応援支援金返還通知書(様式第3号)により、祝金等の返還を命ずることができる。

(譲渡及び担保の禁止)

第7条 祝金等の支給を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。